

交通事故で来院された方へ

当院では交通事故で来院された患者様の療養費について下記のように取り扱っております。

トラブル防止のため当事者間でよくお話し合いの上、支払い方法をお申し出ください。当院では原則として自賠責保険を使用して治療をさせていただきます。

※原則として事故による外傷について医師の診断書を警察へ提出をする必要があります。(人身事故扱い)

※医業類似行為(整骨院、あんま、指圧、マッサージ、鍼灸、整体)の併施を認めておりません。

他の施術に関して責任を持ってない上、診断書に他施設の内容について記載する事はできません。

※自賠責保険についてご不明な点は

ADRセンター 0570-022-808 携帯・PHS 03-4332-5241

月曜から金曜 9:15 から 17:00 まで 無料相談が出来ます。ご利用ください。

お支払い方法について

1. 保険会社が支払う場合(自賠責保険)

保険会社と当院で手続きを行いますので、患者様のお支払いは不要です。治療に専念をしていただきます。診察にて月毎に病状を確認して診断書を作成します。当院が個人情報保護法に準拠し、担当保険会社へ病状や治療内容についての報告および診断書・治療明細書の提出が必要となります。この件についての同意書をお願いします。

尚、保険会社から「任意保険一括払い」のお約束の連絡を頂けていない場合は「保険証の提示」および「仮払金1万円のお預かり」が必要です。

療養費は健康保険点数1点20円計算で請求。

明細書料、診断書料は各5000円(税別)となっています。

2. 自分で支払う場合(自賠責保険)

療養費は自費扱いとなります。

月締めとなっております。計算ができしだい請求させていただきますので、診療月の翌月の月初めにまとめてお支払いいただきます。

健康保険点数1点 20円計算となります。

明細書料、診断書料は各5000円(税別)となっています。

明細書、診断書は自賠責保険に被害者請求をする際に必要です。

尚、自賠責保険での診療費は非課税扱い。明細書、診断書は課税扱いです。当院へお支払いの確約書の提出をお願いします。

3. 健康保険証を使う場合（健康保険）

患者様ご本人が健康保険を使用した治療を希望される場合はお受けします。但し、あらかじめ健康保険組合等に『第三者の行為による傷病届』等の提出が必要です。必ずご本人がご自身の健康保険組合に手続きをして下さるようお願いいたします。

※健康保険で治療した方が治療費が安くすむため慰謝料が増額されると誤った説明を保険会社等からされる場合があります。

慰謝料に関しては決まった計算で決定されるため自賠償保険と健康保険使用の場合に差はございません。

事故の補償に納得されずより多く慰謝料を請求する事をお考えの場合は、弁護士の先生等とご相談をされる事をお勧めします。

健康保険を利用したお支払いについて

- ① 通常の通院と同じように月初めに健康保険証の提示が必要です。
窓口負担金がありますので、診療（リハビリ）の都度ご本人にお支払いをいただきます。
※当院では健康保険で治療を行い、窓口一部負担金を保険会社にまとめて請求する事（任意保険会社による健康保険一括払い）は健康保険法違反となりますので取り扱いができません。
診断書、明細書はご本人からのご依頼の都度作成し、代金と引き換えに書類をお渡しさせていただきます。
明細書料、診断書料は各 5000 円（税別）となっています。
- ② あくまでも健康保険によるお怪我の治療となりますので、原則として事故の補償の診察や示談交渉等についてのご相談はお断りしております。
- ③ 健康保険による治療では交通事故の損害賠償についての判断の義務がございませんので当院は症状固定の判断は致しません。保険会社にその旨をお伝え下さい。ご自身と保険会社との話し合いで治療期間を決めて下さい。
ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

医療法人社団 翔永会 山田整形外科

上記の内容について了承しました。

氏名 _____